

新宮町船舶運航事業経営戦略

団 体 名 : 新宮町

事 業 名 : 船舶運航事業

策 定 日 : 令和 3 年 1 月

計 画 期 間 : 令和 2 年度 ~ 令和 11 年度

1. 事業概要

(1) 事業形態等

法適用(全部適用・一部適用)・法非適用の区分	法非適用		
職 員 数	7人	年 間 輸 送 人 員 数	188千人
営 業 航 路	7.5km	在 籍 船 舶 数	1隻
運 航 路 線 数	1本	平 均 船 齢	7年
年 間 運 航 キ ロ	31千km	乗 船 効 率 * 1	30%

*1 乗船効率 = 延人キロ / (運航キロ × 平均乗船定員) × 100

(2) 料金形態

	年 月 日	制 度 及 び 賃 率
上 限 認 可	令和元年7月18日	
実 施	令和元年10月1日(昭和54年)	新宮町渡船事業船舶使用料条例

(3) 料金水準の検討

本町の渡船事業における運賃は総括原価方式により算定しているが、相島と新宮本土を結ぶ唯一の公共交通機関としての主たる役割を考慮し、島民への過度な負担が生じない水準としている。昭和39年の事業開始以降、消費税の改定や経営状況等を鑑み、必要に応じて料金改定を行ってきた。現行の運賃は、令和元年10月から設定しており、他の事業者と比べても同等の水準となっている。平成27年度からは観光客数の増加より収益は改善しているが、船舶の更新や修繕等に多大な費用を費やしており、事業を安定的に継続していくためには、観光客の利用離れを抑制するような施策を実施するとともに、生活航路としての役割を鑑み、島民の負担との均衡がとれた運賃を中長期的な視点で検討する。

(4) 現在の経営状況

料 金 収 入 ※過去3年度分を記載	H29		H30		R1	
		70,217千円		80,829千円		86,238千円
経 常 収 支 比 率 (又は収益的収支比率) ※過去3年度分を記載	H29	103.5%	H30	85.1%	R1	87.4%
純 損 益 (又は実質収支) ※過去3年度分を記載	H29	22,280千円	H30	18,261千円	R1	12,357千円
資 金 不 足 比 率 * 2 ※過去3年度分を記載	H29	%	H30	%	R1	%

【上記の指標等を踏まえた現在の経営状況の分析】

近年の観光客数の増加により料金収入は増加したが、令和2年は新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出自粛要請や外国人観光客の入国規制の影響で激減した。また、施設の老朽化や多客対応に伴う運航経費も増加傾向にあるため、国庫補助金、県補助金と町一般会計からの繰入金により経営の均衡を保たれている。

*2 ここでいう資金不足比率とは、地方財政法による資金不足比率を指し、以下の算式により算出するものとする。

資金不足比率〔法適用企業の場合〕 = (地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額) / ((営業収益) - (受託工事収益)) × 100

資金不足比率〔法非適用企業の場合〕 = (地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額) / ((営業収益) - (受託工事収益)) × 100

2. 将来の事業環境

(1) 利用者数の予測

近年の観光客数は増加により、渡船利用者数は増加傾向にある。観光の目的は、釣りや史跡散策、バードウォッチングなどが主だったが、相島に数多くの猫が生息していることが、メディアやSNSで取り上げられたことから、国内外から猫の観察を目的とした観光客が増えている。しかし、令和2年は新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出自粛要請や外国人観光客の入国規制の影響で激減した。また、相島では人口減少と少子高齢化が急速に進行しているため、相島住民による利用者は、減少することが予測される。一方で、島内の自主活動団体や新宮町おもてなし協会(観光協会)による交流イベントや活魚販売、島内小中学校への漁村留学(通学型)などの島の活性化事業に取り組んでいる。このようなことから、新型コロナウイルス感染症は令和5年度末までに徐々に収束していくものと仮定し、その後の全体の渡船利用者数は、令和元年度と同程度で推移すると予測する。

(2) 料金収入の予測

旅客運賃収入は、利用者数の予測と合わせ、令和元年度の数値を基準とし、令和3年度は70%、令和4年度は80%、令和5年度は90%と徐々に回復し、令和6年度以降は令和元年度と同程度で推移すると予測する。
貨物運賃収入は、現状と同程度で推移すると予測する(過去5年間平均で算出)。

(3) 船舶更新時期の見通し

本町渡船事業において平成26年就航の「しんぐう」の旅客船一隻を所有している。本船就航以前の船舶は、法定耐用年数は12年であったが、定期的な保守点検や適切な整備補修を実施し、長寿命化を図ったことで、23年間運航することができた。本船についても、適切な保守整備を行うことで長寿命化を図り、令和16年度までの運航を目指す。

3. 経営の基本方針

本航路は、離島相島と本土を結ぶ唯一の交通手段であり、生活物資の輸送を始め、相島住民の通院・通勤や島内就業者・島内小中学校への漁村留學生の本土からの通学・通勤等の交通手段として必要不可欠な航路である。

そのため、今後も相島の経済・教育・福祉の向上を図るため、町営航路としての体制を維持しながら、利用実態に即した運航体系と経営改善に努める。

また、島内関係団体や新宮町おもてなし協会(観光協会)と連携し、観光客誘致や移住促進などの地域振興策を推進し、相島住民以外の航路利用者の拡大を図り、持続的な航路運営体制を構築していくものとする。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

現在の使用船舶は、平成26年に建造しており、目標耐用年数の20年を経過しないため、今後10年間では大きな投資事業はないと見通している。新宮渡船待合所(2005年築/RC造)、相島渡船待合所(2013年築/木造)、相島船員宿舎(1985年築/木造)についても、目標耐用年数(RC造70年、木造50年)を経過しないため、大きな投資は生じないと見通している。

② 収支計画のうち財源についての説明

本航路は、離島相島と本土を結ぶ唯一の交通手段であり、主な利用者は相島住民と観光客であるが、使用船舶の定員があることから、運賃収入は限られた水準の中で推移するものと見込んでいる。

料金改定については、新型コロナウイルス感染症の収束後は、収支が悪化する見込みも低く、また生活航路としての観点から今後10年間では計画していない。

今後も国庫補助金、県補助金に加え、財源不足を町一般会計からの繰入金により収支均衡を図っていく必要がある。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

組織体制については、船員6名と職員1名で運営しており、運航に際しては、乗り組み基準の特例許可を受け、一等機関士を乗組省略し、人件費の削減に努めている。

船舶や渡船待合所の維持管理面では、今後10年間では船舶の定期検査以外に大きな修繕等はないと見通しである。その他、原油価格の変動等の予測は困難であり、経費全体では現状と同程度で推移すると見込んでいる。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

相島の人口減少や少子高齢化により、相島住民の利用は減少傾向にあるが、島内の自主活動団体や新宮町おもてなし協会が主体となり、島内での交流イベントや活魚販売などの事業が開催されている。また、島内に観光案内所やカフェスペースを開設するなど、相島における観光事業が展開されている。さらには、平成29年に相島の各種団体の代表者で構成する「相島活性化協議会」を立ち上げ、「相島活性化プラン～相島を元気にする28の取り組み」を策定し、相島の産業振興や移住・定住の促進に取り組んでいる。
その他、国指定史跡「相島積石塚群」を中心に文化財ウォークなどの歴史事業の開催や相島小学校及び新宮中相島分校への漁村留学(通学型)が実施されている。
今後も関係団体と連携し、イベント等により多客が見込まれる場合は臨時便を運航するなど、相島活性化事業の支援し、航路利用客の拡大に努める。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	5年を目途に見直し更新を行う。
---------------------	-----------------

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	H29年度 (決算)	H30年度 (決算)	R1年度 (決算)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
区 分													
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	20,062	△ 4,020	△ 5,904	△ 12,357	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積 立 金 (K)													
前年度からの繰越金 (L)	2,218	22,281	18,261	12,357	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度繰上充用金 (M)													
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	22,280	18,261	12,357	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)													
実 質 収 支 黒 字 (P)	22,280	18,261	12,357										
(N)-(O) 赤 字 (Q)													
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)													
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	103.5	85.1	87.4	78.9	89.2	89.1	88.7	91.4	88.3	88.4	88.4	93.7	100.0
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額 (R)													
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	70,279	80,895	86,301	48,107	60,987	69,395	77,812	86,220	86,203	86,223	86,221	86,219	86,217
地方財政法による 資金不足の比率 ((R)/(S)×100)													
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額 (T)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)													
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)													
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V)×100)													
他会計借入金残高 (W)													
地 方 債 残 高 (X)	254,156	224,401	194,507	164,475	134,304	103,993	74,203	52,923	37,912	22,826	7,666	0	0

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	H29年度 (決算)	H30年度 (決算)	R1年度 (決算)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
区 分													
収益的収支分	14,249	14,249	14,249	47,121	61,604	35,483	25,312	30,629	22,922	27,453	27,640	17,267	24,633
うち基準内繰入金													
うち基準外繰入金	14,249	14,249	14,249	47,121	61,604	35,483	25,312	30,629	22,922	27,453	27,640	17,267	24,633
資本的収支分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち基準内繰入金													
うち基準外繰入金													
合 計	14,249	14,249	14,249	47,121	61,604	35,483	25,312	30,629	22,922	27,453	27,640	17,267	24,633